

奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十八号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年十二月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

## 附則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。